

令和5年1月25日

令和5年1月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月25日（水）午後1時30分から午後1時55分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （12人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
11番 桑内 千恵美
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第6号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 それでは、ただいまより令和5年1月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、4番笠井委員、10番吉村委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は11番桑内委員、12番大西委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第1号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第1号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和5年1月5日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が8件、更新が9件、農地中間管理権の新規が2件、更新が3件で、合計22件、49筆、44,381㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に農用地利用集積計画(案)利用権の設定を受ける者に藤井委員が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づく議事参

与の制限により藤井委員は当議案の審議開始から終了まで退席してください。
(藤井委員退席)

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 それでは藤井委員、入室してください。
(藤井委員入室、着席)

議 長 次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。
受付番号1については、令和5年1月12日付で取り下げられました。
次回の総会の報告事項となります。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号2から4については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
受付番号1については取り下げとなりましたので、受付番号2から審議を始めます。
石井字重松の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2 番 議案第2号受付番号2について説明いたします。
この案件につきましては、前月審議いたしました農地法第5条申請と同時に進められており、令和4年12月14日に代理人と田幡委員、私の3名で現地確認と聞

き取りを行っております。

申請地である重松〇〇〇番〇は除草されており、北側は先月に農地転用を申請した〇〇〇番〇です。

南側は店舗兼住宅と接し、東側は用水路、西側は道路に面した立地となっております。

譲渡人は農業を継続することが困難で、夏までは耕作放棄の状態です。管理に困っております。

譲受人は、借り入れ地を含む農地を〇〇〇〇㎡有し、水稻及び野菜を栽培する農家で、トラクター〇台の外、軽トラック、田植機、コンバイン、乾燥機を各〇台所有しております。

譲受人は、今後も継続して農地管理ができると推測され、許可相当と判断いたしますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号2は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号3及び4については、譲受人が同一で、高原及び藍畑のまとまった地域における申請であります。
つきましては、主たる地域の担当であります6番山口委員にまとめて現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6 番 議案第2号受付番号3及び4については、譲受人が同一の案件であるため、まとめて説明させていただきます。

高原地区と藍畑地区にまたがった農地のため、1月19日に、矢部会長、藤井委員、吉村委員、中村委員、片岡主幹と私で申請地に出向き、農地法第3条の所有権移転の件で、代理人の方2名とともに現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地は全て吉野川堤防沿いの〇〇〇の近くにあり、受付番号3は高原字西高原〇〇〇番〇、登記及び現況が畑で1, 837㎡、受付番号4は高原字平島〇〇〇番〇、登記及び現況が田で1, 608㎡、藍畑字西覚円〇〇〇番〇が登記及び現況が

畑で1,946㎡です。

譲受人は、〇〇町の自作地及び借り入れ地〇〇〇〇㎡で耕作しており、ブルーベリーや榊等を栽培しているとのこと。

ブルーベリーの栽培においては、管理が容易となるよう防草シートを全面に張り、ポット栽培で行っているそうです。

農業に必要な設備、機材等は揃っており、農業従事要件に関しても譲受人は年間280日ほど従事しております。

申請地は境界が明確であり、隣接農地等に迷惑をかけることもないと思われま

す。農地所有適格法人報告書も提出されており、申請内容、添付書類は何ら問題ないと思われま

す。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
(9番中村委員挙手)

議 長 9番中村委員の発言を認めます。

9 番 この案件自体は書類が揃っていますし、申請内容に問題はないと思います。
ところで、譲受人は営農型太陽光発電設備の設置を考えているとお聞きしまし
た。
以前に申請のあった〇〇〇〇株式会社も3条申請で榊やじゅうやくの栽培を計画
しているとのことでした。
営農型太陽光発電自体は国が認めているので、問題はないと思います。
しかし、その申請が耕作を行わないまま出された場合は、問題がないのでしょ
うか。

事務局 農地法第3条申請で農地を売買された場合は、まず耕作に着手していただくこ
とが第一になります。

営農型太陽光発電設備の申請においては、現在耕作している状態から農作物が2
割以上減収とならないという営農計画を出していただきます。

そして、必要な知見を有する専門家の意見等申請書類が適切であれば受け付けま
す。

徳島県農林水産部農林水産政策課の転用にかかる審査が通る状態であれば問題は
ないと思っております。

9 番 3条申請の許可後は耕作をしていなとだめということですね。

事務局 耕作していないと申請を受け付けることはできません。

9 番 営農型太陽光発電に参入する企業が増えてくれば、経過観察が必要なのではないのでしょうか。

事務局 そのとおりでございます。
3条申請許可後、耕作をしていない農地にいきなり太陽光発電設備の設置を認めるわけにはいきません。

9 番 わかりました。

議長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号3及び4について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号3及び4は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については1件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号5については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号5について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

5 番 議案第3号、農地法第4条申請、受付番号5について説明いたします。
1月17日に黒住委員と私の2名で申請地に出向きまして、代理人の立ち会いのもと現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記及び現況がともに田で、面積は408㎡です。

申請地は北側の〇〇〇から駐車場に貸してほしいと要望があり、また一部は所有者自身が経営する〇〇〇の駐車場として利用したいと考え、露天駐車場への転用を計画したそうです。

転用計画では、山土で盛土をして、アスファルト舗装をします。

周囲について、東側は町道、北側は宅地です。西側と南側は擁壁を設置します。

雨水は既存の側溝に、敷地の勾配で自然に流れるとのこと。

周囲に迷惑をかけるおそれはなく被害防除が必要であれば対応するとのことであり、麻名用土地改良区の意見書も添付されております。

農地転用については、何ら問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号5の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された、下浦駅から300m以内にある第3種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

転用目的は駐車場です。

申請者は現在、〇〇〇を経営しており一部は来客、一部は〇〇〇の経営する〇〇〇の駐車場とします。

申請地は、山土を4cmから20cm程度盛土してアスファルト舗装を行います。

雨水は町道側溝を通して飯尾川に流します。石井町建設課と協議済みです。

駐車場へは東側町道から進入します。

周辺の土地に迷惑をかけることがないように、被害防除措置を行うことが申請書に明記されています。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号5について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号5は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第6号 農用地利用集積計画の合意解約については、2件受理しました。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和5年1月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため署名する。

石井町農業委員会会長

石井町農業委員会委員

石井町農業委員会委員